

寄附による支援のお願い

服部植物研究所は、世界で唯一のコケ専門の研究機関として、コケ植物の調査・研究を推進し、標本や図書などの研究・遺伝資源を将来にわたって保存・継承していくことで学術研究活動の発展に貢献しています。

この度、新たに幅広く当研究所の活動に御協力いただけるよう、寄附金の受付を開始いたしました。より多くの皆様に、本研究所の活動に御賛同頂き、御支援賜りますよう、お願い申し上げます。

なお当研究所ではご寄附いただいた個人・企業・団体の皆様をご希望に応じて服部植物研究所サポーターとして登録し、観察会・講演会などの案内を送付させていただきます。

公益財団法人服部植物研究所 理事長 南壽敏郎

寄附に対する税制優遇に関して

服部植物研究所は、内閣府より認定された公益財団法人です。ご寄附をいただくと個人及び法人に対して税制上の優遇が受けられます。なお税制上の優遇措置を受けるためには、確定申告を行う際に領収書等をご提出していただく必要があります。

・個人に対する税制優遇

所得税について、以下の優遇があります。

所得控除

寄附金控除額 = (寄附金額 - 2,000 円)

(所得控除の対象となる寄附額はその年の総所得金額等の 40%相当額が限度)

(所得税率は課税所得により異なります。詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。)

*宮崎県内にお住まいの方は個人住民税の税額控除を併せて受けることができます。詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。個人住民税の寄附金税額控除額 = (寄附金額 - 2,000 円) × 10% (最大)

・法人に対する税制優遇

法人税について、法人が支出する寄附金は、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。このとき、特定公益増進法人に対する寄附については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の特別損金算入限度額が設けられています。

そのため、公益財団法人服部植物研究所に対して支出した寄附金は、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、下記の特別損金算入限度額の範囲内で損金に算入できます。詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。

特別損金算入限度額 = (資本金等の額 × 当期の月数/12 × 0.375% + 所得の金額 × 6.25%) ÷ 2